



広島県報

号 外
第 95 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
発行日 毎月 2,700円

目 次

公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行規則の規定の趣旨を踏襲する規則の一部を改正する規則
.....
(次頁掲載)

公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第10号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 警察官の職務に協力援助した者に対する賞いゆつ金の授与に関する条例(平成13年広島県条例第14号)に関すること。

第14条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第19号の次に次の2号を加える。

(17) 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成18年広島県条例第4号)に関すること。

(18) 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成13年広島県条例第34号)に関すること。

第19条の2に次の1号を加える。

(9) 道路交通法の規定による放置違反金に関する事務及び放置車両に係る使用制限に関すること。

第20条第6号中「関すること」の次に「(交通規制課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の趣旨を踏襲する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第11号

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の趣旨を踏襲する規則の一部を改正する規則

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 確認事務の委託等(第9条の2 - 第9条の18)」を「第2章の2 放置違反金(第9条の2 - 第9条の2の8) 確認事務の委託等(第9条の2の9 - 第9条の18)」に改める。

第3条の2第1項第6号に次のように加える。

キ 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両

第3条の2第1項第8号中「又はカ」を「、カ又はキ」に改める。
第2章の2中第9条の2を第9条の2の9とし、同章を第2章の3とし、第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 放置違反金

(納付命令)

第9条の2 法第51条の4第4項本文の規定による放置違反金の納付の命令は、別記様式第6号の2による放置違反金納付命令書により行うものとする。

2 前項の規定による放置違反金納付命令書において指定する納付の期限は、当該放置違反金納付命令書を発した日から起算して14日目に当たる日とする。ただし、納付の期限が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときの当該納付の期限は、その日後において休日でない最初の日とする。

3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付の命令の公示送達は、別記様式第6号の3による納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板上に掲示して行うものとする。

4 前項の規定による納付命令公示送達書において指定する納付の期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により書類の送達があつたものとみなされる日から起算して14日目に当たる日とする。

5 第2項ただし書の規定は、前項の納付の期限について準用する。
(納付命令の取消し)

第9条の2の2 法第51条の4第4項本文の規定による放置違反金の納付の命令を取り消す場合は、別記様式第6号の4による放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書により行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、別記様式第6号の5による放置違反金納付命令取消通知書により行うものとする。

2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、別記様式第6号の6による放置違反金納付命令取消（兼）還付公示送達書を公安委員会の掲示板上に掲示して行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、別記様式第6号の7による放置違反金納付命令取消公示送達書を公安委員会の掲示板上に掲示することにより行うものとする。

(弁明書の提出)

第9条の2の3 法第51条の4第6項の規定による書面での通知は、別記様式第6号の8による弁明通知書により行うものとする。

2 前項の規定による弁明通知書において指定する弁明書の提出期限は、当該弁明通知書を発した日から起算して14日目に当たる日とする。ただし、弁明書の提出期限が広島県の休日を含め定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下こ

の項において「休日」という。）に当たるときの当該弁明書の提出期限は、その日後において休日でない最初の日とする。

3 法第51条の4第7項前段の規定による弁明通知書の公示送達は、別記様式第6号の9による弁明通知公示送達書により行うものとする。

4 前項の規定による弁明通知公示送達書において指定する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知があつたものとみなされる日から起算して14日目に当たる日とする。

5 第2項ただし書の規定は、前項の弁明書の提出期限について準用する。

(仮納付金の返還)

第9条の2の4 法第51条の4第12項の規定による書面での通知は、別記様式第6号の10による仮納付金返還通知書により行うものとする。

(督促)

第9条の2の5 法第51条の4第13項前段の規定による督促は、別記様式第6号の11による督促状により行うものとする。

2 前項の規定による督促状の発送は、放置違反金の納期限後20日以内に行うものとする。
3 第1項の規定による督促状によつて指定する納付の期限は、督促状を発した日から起算して10日目に当たる日とする。

4 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、別記様式第6号の12による督促状公示送達書を公安委員会の掲示板上に掲示して行うものとする。

5 前項の規定による督促状公示送達書において指定する納付の期限は、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があつたものとみなされる日から起算して10日目に当たる日とする。

6 第9条の2第2項ただし書の規定は、第3項及び前項の納付の期限について準用する。
(延滞金)

第9条の2の6 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、その未納金額につき、納付の期限の翌日から完納の日までの期間の日数に及び、年14.5パーセント（督促状によつて指定する期限以前の期間については、年7.25パーセント）の割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 前条第1項の規定による督促を受けた者が、当該督促状によつて指定する期限までに放置違反金を納付したとき。

(2) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により督促状によつて指定する期限までに納付できなかったとき。

(3) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情

様式第6号の2（第9条の2関係）

第 年 月 日

放置違反金納付命令書

様

広島県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。

命令の件名	
放置違反金の額	
納付の期限	
納付の場所	
納付命令の理由	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

- 注1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
 - 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けられます。
 - 3 先に送付しました仮納付書は使用せず、同封の納付書により納付してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

があると思われるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(4) 放置違反金の納付命令を受けた者が貧困により公私の扶助を受けているとき。

(5) 第2号から前号までに掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が督促状によつて指定する期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる放置違反金の未納金額に1,000円未満の端数があるとき又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の規定に定める延滞金の金額の計算につき定める年当たりの割合は、閏年うるしの日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第9条の2の7 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから公安委員会が指定した者に行わせる。

2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、別記様式第6号の13による徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

(放置車両に係る照会)

第9条の2の8 法第51条の5第2項の規定による照会は、別記様式第6号の14による車両使用者等照会書により行うものとする。

第10条の2第1項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

第10条の5中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

別記様式第6号の次に次の13様式を加える。

様式第6号の4 (第9条の2の2関係)

(表)

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

様

広島県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、
下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通
知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反
金還付請求書」に、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って必要事項を記入し、
返信用封筒で早急に返送してください。

理由	
金額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

放置違反金の還付は、口座振込み又は銀行払渡しによる方法で行います。

- 1 住所、氏名、電話番号等を記入し、押印してください。
- 2 下記の事項を記載してください。

(1) 還付の方法 (希望する方法の番号を で囲んでください。)

(2) 口座振込みを希望の方

振込先金融機関店舗名 (郵便局に振り込むことはできません。)
預金種目 (普通預金、当座預金又は貯蓄預金を指定してください。)
振込先口座名義及び口座番号 (請求者ご本人の口座に限ります。)
を記載してください。

手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記の
銀行払渡しによる方法で行う場合がありますから御了承願います。

(3) 銀行払渡しを希望の方

広島県内での受取りは、広島銀行の本店又は各支店となります。
受取りを希望される広島銀行の店舗名を記載してください。
広島県外での受取りを希望の方は、払渡先金融機関店舗名 (郵便局で受
け取ることはできません。) を指定してください。

手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りします。
受領後、記載されている払渡先金融機関で受取可能期間を確認の上、お受
け取りください。
なお、受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明 (本人以外は
委任状が必要) を持参してください。

別紙

放置違反金還付請求書

広島県知事様

年 月 日

〒 住所

電話 () -

氏名



金額

1 口座振込みを希望

上記金額について、次の私名義の口座に銀行振込みの手続きをしてください。

- 1 金融機関名 () 支店・出張所)
- 店 舗 名 ()
- 2 預金種目 普通・総合 当座 貯蓄
- 3 口座名義 (カタカナ)
- 4 口座番号

2 銀行払渡しを希望

上記金額について、私の希望する銀行での受取りの手続きをしてください。

金融機関名 () 支店・出張所)
店 舗 名 ()

注 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第6号の5 (第9条の2の2関係)

第 号

年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

様

広島県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、
下記の理由により取り取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号の 8 (第 9 条の 2 の 3 関係)

(表)

第 年 月 日 号

弁 明 通 知 書 様

広島県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

この弁明通知書の番号	
弁明の件名	
予定される納付内容	
根拠となる項	
納付命令の 原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
備考	

注 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事実についての弁明を記載し、提出してください。

2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

(1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終結させたい方のために、道路交通法第 51 条の 4 第 9 項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。

(2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときには、下記の場合において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第 51 条の 4 第 10 項)、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。

(3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます(道路交通法第 51 条の 4 第 12 項)。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

(1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の弁明書の提出期限欄記載の日)です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。

(2) 仮納付の場所は、仮納付書記載の金融機関です。

(3) 仮納付をするときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第 1 片は、領収証としてあなたに渡されず。

なお、分納はできません。

(4) 公示による納付命令の場所
広島県公安委員会の掲示板

(5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、弁明通知書の表中の「この弁明通知書の番号」を(4)の掲示板に表示することにより行います。

様式第 6 号の10 (第 9 条の 2 の 4 関係)

(表)

第 年 月 日 号

仮納付金返還通知書

様

広島県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があつた「放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の 4 第12項の規定により通知します。

また、あなたから仮納付のあつた下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従つて必要事項を記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

理由	
金額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

仮納付金の返還は、口座振込み又は銀行払渡しによる方法で行います。

- 1 住所、氏名、電話番号等を記入し、押印してください。
- 2 下記の事項を記載してください。

(1) 返還の方法 (希望する方法の番号を で囲んでください。)

(2) 口座振込みを希望の方

振込先金融機関店舗名 (郵便局に振り込むことはできません。)
 預金種目 (普通預金、当座預金又は貯蓄預金を指定してください。)
 振込先口座名義及び口座番号 (請求者ご本人の口座に限ります。)
 を記載してください。

手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
 なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、下記の銀行払渡しによる方法で行う場合がありますから御了承願います。

(3) 銀行払渡しを希望の方

広島県内での受取りは、広島銀行の本店又は各支店となります。
 受取りを希望される広島銀行の店舗名を記載してください。
 広島県外での受取りを希望の方は、払渡先金融機関店舗名 (郵便局で受け取ることできません。)を指定してください。

手続を済ませ次第「送金通知書」をお送りします。
 受領後、記載されている払渡先金融機関で受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
 なお、受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明 (本人以外は委任状が必要) を持参してください。

仮納付金返還請求書

広島県知事様

年 月 日

様

督 促 状

第 年 月 日

広島県公安委員会 印

〒 住所
電話 ()
氏名

金額

1 口座振込みを希望

上記金額について、次の私名義の口座に銀行振込みの手続きをしてください。

- 金融機関名 () 支店・出張所)
- 店 舗 名 ()
- 預金種目 普通・総合 当座 貯蓄
- 口座名義 (カタカナ) 口座番号

2 銀行払渡しを希望

上記金額について、私の希望する銀行での受取りの手続きをしてください。

金融機関名 () 支店・出張所)
店 舗 名 ()

注 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

様式第6号の11 (第9条の2の5関係)

(表)

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(平成 年 月 日)を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定による地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

年 度	弁明通知書の番号	放置違反金	延 滞 金	金 計
	号	円	円	円

指定納付期限	納付の場所

この処分不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日(広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 延滞金については、裏面の「延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明」を参考にしてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

